外第102974号	硫酸マンガン肥料	硫酸マンガン４号
外第102975号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土１号
外第102976号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土２号
外第102977号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土３号

大連健生肥料有限公司	中華人民共和国大連市金州区大魏家鎮徐家村
株式会社生科研（国内管理人）	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
大連健生肥料有限公司	中華人民共和国大連市金州区大魏家鎮徐家村
株式会社生科研（国内管理人）	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４
大連健生肥料有限公司	中華人民共和国大連市金州区大魏家鎮徐家村
株式会社生科研（国内管理人）	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地４

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年十一月二十八日

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者

経済産業大臣　世耕　弘成

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
二八ＣＮ一四	平成二十八年十一月十一日	血圧計第一類	豪展医療科技（呉江）有限公司	豪展医療科技（呉江）有限公司 中華人民共和国江蘇省呉江経済開発区交通路八百五十八号

○国土交通省告示第千三百六十五号

指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）第十三条の五の規定により、同規則第十三条の二第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十三条の十七第二号の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録番号

自動車検査用機械器具登録校正実施機関第一号

二　登録校正実施機関の名称

社団法人　日本自動車機械工具協会

三　変更後の登録校正事務を行う事務所の名称及び所在地

社団法人　日本自動車機械工具協会　札幌支所

北海道札幌市東区北十五条東十八丁目一番二十二号コフレッタ環状通東二号室

四　変更の日

平成二十八年十一月二十八日

○国土交通省告示第千三百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立会山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

兵庫県丹波市市島町徳尾

字庄境　三〇番七から三〇番九まで

字立會山　二二二四番一〇

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東大杉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県丹波市市島町徳尾

字谷上　五一六番二

字東大枚　二一九〇番二及び二一九〇番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市市島町徳尾

字東大枚　二一九〇番一　一号から六号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神崎郡福崎町福田

字東大谷　一〇九四番三七　一号

一〇九四番三八　二号及び三号

一〇九四番二　九号及び十号

一〇九四番三　十一号

一〇九四番四　十二号

一〇九四番一一　十三号

一〇九五番二四　四号

一〇九五番二五　五号から七号まで

一〇九五番二八　八号

字小山

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岡崎川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百九号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県神崎郡神河町新野

字馬船丸山　八九二番一

一号から五号まで及び二十号

八九二番一　十八号及び十九号

地先道路敷

字瀧ノ谷　八九五番　六号から十七号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

楠川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町楠

字奥ノ山　五九九番一六　一号

六四〇番四　二号

六四〇番二　三号

六六二番四　十号

字上ノ山　六〇九番一一　四号から六号まで

六〇九番一四　七号から九号まで

字尾﨑　五六八番一　十一号

五一九番一三　十二号及び十三号

五一九番一四　十四号

五一九番二〇　十五号から十七号まで

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山際川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂市木津

字大石　一三二三番六〇三　一号から五号まで

一三二三番一四六　六号及び七号

一三二三番一五四　八号

一三二三番一五六　九号

一三二三番一五七　十号

一三二三番一五八　十一号、十二号及び二十一号から二十四号まで

一三二三番三九六　十三号、十四号及び十九号

一三二三番三九七　十五号及び十六号

一三二三番五三〇　十七号

一三二三番五二九　十八号

一三二三番三九五　二十号